

刑法 [明治四十年四月二十四日
法律第四十五号]

29 MAR 1996

TRIPS
RECEIVED

(没収)

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

- 一 犯罪行為を組成した物
 - 二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
 - 三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
 - 四 前号に掲げる物の対価として得た物
- 2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

JR-026